

(写)

野 広 第 130 号

平成 24 年 11 月 5 日

給食を考える会@野洲 御中

野洲市長 山仲 善彰

子ども達を放射線被害から守るための要望書について（回答）

秋冷の候、貴会におかれましては益々ご活躍のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進につきましてご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 24 年 10 月 16 日に提出いただきました標記要望書につきまして、野洲市学校給食センターでは、学校給食用食品の購入につきましては、国が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき設置しました「野洲市学校給食物資選定委員会」各委員の意見を尊重し、食品選定に努めており、その事前準備として納入業者に対しましては予定産地や放射能汚染に関する検査結果等の提出を依頼し、安全性を確認するよう努めております。また、国の原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する指示の実績等により、学校給食では出荷制限等の対象となっている食材は使用しておりません。以上のことを踏まえ、下記のとおり回答します。

記

○要望 1.1 について

現在、精白米については、100%野洲市産を使用しています。

また、給食用牛乳については、滋賀県が供給業者を決定されており、野洲市に納入されている牛乳については、近江八幡市の製造業者が、滋賀県内で搾乳された原乳を加工し出荷されています。

その他の食材についても、出来る限り地場産物を使用しておりますが、使用量が多いため、全量を賄う事は非常に困難です。

なお、全食材の納入に際し、以下の措置を取っています。

- ・食物アレルギーの特定原材料が確認できる書類を、必ず添付させています。
- ・食材の放射線量測定結果または放射線量が国の基準値以下であることを証明できる書類の提出を求めています。

・全ての食材の産地については、原産国(地)を記入するか、原産国(地)がわかる原料配合表の提出を求めています。また、国産の食材についても、「国産(または日本)」という表示ではなく、出来る限り都道府県名がわかる書類の提出を求めています。

○要望 1.2・1.3・1.4・1.5 について

食材への放射能汚染は、国の基準値を下回るもののみが市場へ流通しており、直ちに健康への被害があるものではないと解しています。

したがって、野洲市独自の放射線測定器導入や、計測はその実効性の観点から予定しておりません。

また、前述のことから特定の産地を除外する予定もしておりません。

なお、産地公表につきましては、指名業者により物資選定時に予定産地が報告されていますが、天候や市場の状況により食材の産地が直前まで確定しないことから、喫食前に確定した産地を公開する事は事務手続き上困難です。

○要望 1.6 への回答

現在、食物アレルギー等の事情で、喫食が困難な方については、牛乳の停止、主食の停止、副食の停止、主食・副食停止、全部停止等、対象者の保護者と学校(園)の間で協議いただき「給食を停止する」ことが可能です。

その際、給食負担金は、喫食した給食の区分により納入していただいております。

例) 牛乳を飲まない方の給食負担金は、完全給食の月額から牛乳の費用を除いた分のみ頂くこととなります。

ただし、給食停止については、原則月単位となりますので、○日は食べるが、□日は食べない等、日ごとの対応は出来ません。

また、除去食も対応しておりませんので、食べられない食材が使用されている場合は、「自ら食材を除去する。」あるいは「その食品は食べない」等の対応をしていただいております。ただし、この場合は、負担金の減額はされません。

いじめの問題については、これまでも教育委員会と情報や課題の共有を図ると共に、各学校へは、教育委員会を通じて、未然防止や早期発見・対応について、十分に配慮するよう伝えていきます。ご心配な点は、各学校へご相談ください。

野洲市学校給食センターでは、これからも関係省庁のホームページ等で公表されている学校給食用食品の放射能汚染等に関する情報を収集することや指名業者から提出された書類で安全性を確認することで、安心して安全な食材の確保に努めてまいります。

【問い合わせ】野洲市学校給食センター 電話 5 8 9 - 1 0 1 1